神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Zhaoxiong Qin The Lineages and Politics of Change in Villages of Hubei Province, China

| 大夕データ | 言語: jpn | 出版者: 公開日: 1999-10-31 | キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秦, 兆雄, Qin, Zhaoxiong | メールアドレス: 所属: | URL | https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1637

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



中国湖北省農村の宗族と政治の変化

秦 兆 雄

一、問題の所在

伝統的な中国の農村では、社会秩序は主に厳密な家族・宗族制度によって維持され、国家は県以下の村人の日常生活に殆ど関与しなかった。しかし、今世紀の初頭から国民党も共産党も国家の近代化を推進し、その障害とされる伝統的な家族・宗族制度を破壊すべきであると主張した。例えば、孫文は1924年に「三民主義」の中で、中国人がバラバラの砂だと言われる原因は、中国人は家族主義と宗族主義を最も崇拝しているにもかかわらず、民族主義と国家主義が欠落しているからだと指摘した上で、家族・宗族主義を民族・国家主義へ変革する必要性を強調した(孫、1986:185)。但し、孫文は革命が未成功のまま世を去り、国民党政府も長期の内戦と抗日戦争などの事情により、その変革政策を実施できなかった。

しかし、毛沢東率いる共産党は国民党政権を倒してから、伝統的な家族・ 宗族制度にも手を付け、農村の近代化を図る一連の政治・経済政策を実施し、 農民の忠誠心を伝統的な家族・宗族から毛沢東・共産党政府へ変えようとし た。

それでは、この過程において、国家権力はどのように村落社会に浸透し、 そしてどのように村人の日常生活や伝統的な家族・宗族制度などに影響を与 えてきたのだろうか。

これは特に社会学や文化人類学者達に注目される大きな問題で、既に多くの研究や議論が行われてきているが、主に二つの見方がある。即ち、一つは解放後伝統的な宗族組織は破壊され弱まったという見方である。例えば、ヤ

ンやベーカー及びパリシュとホワイトなどは、華南の広東省という、解放前に宗族が強固に組織されていたことでよく知られている地域について、土地改革により宗族の共有財産が解体され、共産党組織がそれに取って代わった結果、宗族の団結力は弱まったと報告している(Yang, 1959: 176-180。Baker, 1979: 204。Parish & White, 1978: 315-321)。また、最近広東省でフィールド調査を行なったシュも、宗族の経済基盤が存在せず、党・国家の権力が村人の日常生活に深く浸透するほど極端に強く、しかも村人と村幹部がそれに従わなければならない状況に追い込まれているので、社会主義国家は伝統社会を変化させることが可能であり、伝統的な宗族組織は復活することが難しい、と考えている(Siu, 1989: xxi, 291-292)。さらに聶によると、東北地方の農村では、民国及び満州国の時代から、近代国家の行政管理機能の充実に伴ない、村落は国家の末端組織に組み込まれ、従来の宗族は地域社会の自律的組織としての特徴を徐々に弱め始め、特に解放後、村落レベルの行政が整備されるにつれて宗族組織が破壊され、農民は国家によって新たに作られた人民公社などの社会組織に編入させられた(聶、1992: 296-297)。

一方、解放後伝統的な宗族組織は形式的には破壊されたように見えるが、 実際には集団として存続し続けているという見方もある。例えば、フリード マンは経済的な基盤に関する限り宗族は消滅するものの、地域集団としては 存続し続けるであろうと考えた(Freedman, 1964: 345)。チャンらは広東 省のある農村での政治闘争史が単なる個人間だけではなく、宗族分派間の争 いでもあると報告している(チャンら、1989)。さらに解放後に宗族が強化 されたという報告もある。例えば、中生は華北の山東省の農村について、宗 族は、解放前は共有財産がないために結合力が希薄であったが、解放以降は 逆に政治闘争により権力を掌握するために団結していった、と指摘している (中生、1990: 170)。特に、人民公社解体後、宗族復興の動きが沿岸地域か ら内陸部へ多く見られるようになった。例えば、福建省で調査した石田と中 田及び潘(石田・中田、1989。潘、1999)、広東省で調査したポッター夫妻 (Potter, J. M. & Potter, S. H., 1990)、浙江省で調査した福田(福田、1995)、山東省と河南省で調査した佐々木(佐々木、1991:50)、安徽省で調査した韓(韓、1995)、江西省で調査した銭と謝(銭・謝、1995)、湖北省の仙桃市で調査した陳と李(陳・李、1991:32)などは、それぞれの農村地域では祖先祭祀の再開、祠堂の再建及び族譜の再編などのような宗族の復興が明確に見られると報告し、伝統的な宗族組織が復活する傾向を示唆している。

このような解放後の宗族の形態をめぐる様々な議論は、それぞれの見解の 相違があるものの、フリードマンの提出した宗族の機能モデルをベースにし たものである。フリードマン は村落レベルの宗族(リネージ) 内部が社会 的、経済的、政治的に非対称的に分化されている構造を明らかにし、土地を 主とする共有財産があるか否かが一番重要な条件であると指摘した(Freedman, 1958, 1966)。これに対し陳は、フリードマン以来の多くの研究者達 が親族原理以外の要素と親族原理そのものに由来する要素とを無自覚に混用 してきたので、彼らの親族研究は実際には親族それ自体の研究ではなく、機 能の研究であると批判した(陳、1985: 168)。さらに、彼は家族並びに「房 | という用語をキー・タームとし、これらを純粋な系譜関係によって定義され たものとして用いることにより、漢民族の親族関係の特色を説明しようとし ている。家族は一人の男性と、この男性を父とする息子達から成る集団であ り、他方、この家族の中の個々の息子が房を形成する。およそ全ての父―息 子関係が存在するごとに、そこには家族とその分節としての房の連鎖がある。 この家族一房の連鎖の上に、拡大家族や宗族が構成されていくわけであるが、 親族原理上、家族と宗族を隔てるものは何も存在せず、機能的要素(財産所 有のあり方など)を介入させた時にのみその区分が可能になる(陳、1985: 141)。即ち、純粋な系譜観念上の房は何ら非対称なものではない。

但し、陳の理論とフリードマンの理論とは全く相矛盾するものではない。 陳は親族原理を明らかにしようとしているが、フリードマンらは機能集団と しての宗族の分析を目的としている。ところで、現実上、中国の宗族には親 族原理と機能要素とが密接に関わっているので、瀬川と聶が指摘したように、 宗族を分析する際にその二つのレベルを明確に区別すると同時にその関連性 に留意する必要がある(瀬川、1988: 119。聶、1990: 23)。例えば、陳の構 造モデルからすれば、ある房が分節になって機能を果たしている一方で、分 節になれなかった他の房も同じ原理によって分節になる可能性がある。聶は、 なぜある房が分節になり不均衡な分節構造が形成されるのかについて、宗族 内に機能的な分節も考慮する必要があると指摘し、東北地方では墓地や「共 祖」意識などが宗族及び分節形成の要因であると述べた(聶、1990: 23)。 しかし、彼女はなぜ分節になれなった房があるのかについては明確に説明し ていない。

実際、分節になれなかった房が多くの宗族に存在し、しかもそれは必ずし も彼らが全て貧しいからというわけではない。また、ある宗族や分節は共有 財産を持つにも関わらずその後さらに分節化されていく現象も多く見られる。 このような宗族及び分節の実態は、宗族の機能や父系原理だけでは説明でき ない。そこで、どのように分節が起こるかを少し詳しく見てみる必要がある。 そうすると明らかになるのは、宗族の分裂のきっかけやメカニズムは必ずし も父系的親族原理及び宗族意識と矛盾はしないものの、個人の野心や指導力 などの個人的要因も重要な役割を果たしている事例がしばしば見られる、と いうことである。そのため、宗族及び分節の内部における分裂のメカニズム には、房の原理だけではなく個人の行為や利害関係などの要因も重要である と考えられるのである。つまり個々人の働きによって、ある宗族及び分節は さらに分節化される場合もあれば、元のように再統合される場合もあるので ある。このような個人の行為という視点は、従来の宗族研究では比較的等閑 視されてきたものの、伝統的な宗族の全体像を把握するに当たっても解放後 の政治権力と宗族の相互関係を明らかにするにあたっても、重要な視点であ ると考えられる。

本論文は、フィールド調査(注❶)で得たデータに基づいて、フリードマン

と陳の宗族理論モデルに見落とされていた個人の行為の重要性に着目することで、解放前の宗族の実態と、解放後の宗族と政治権力の相互作用の過程の分析を通じて、彼らの機能モデルと構造モデルを補う個人モデルの構築の可能性を探る試みである。

二、調査地の概況

調査地・団結村(注②)は湖北省風水県先進鎮先進管理区に属し、農業を主な生業とする行政村の1つで、省都・武漢市から約140キロ、上述の仙桃市から約100キロ離れているところである。1998年4月現在、6つの集落、262世帯、1,027人から構成されているが、これはこの地域においてはごく平均的な規模である。6つの集落は8つの村民小組に区分されている。村民小組の集落と宗族(姓)との関係は次の通りである。

村民小組	集落	宗族 (姓)
1組	田家湾	田姓
2組	張大湾	張姓 a
3組	張小湾	張姓 a
4 組	李家湾	李姓
5 組	李家湾	李姓
6組	李家湾	李姓+張姓 b
7組	李家咀	李姓
8組	張中湾	張姓 a

村人は主に、田姓、李姓、及び2つの張姓の、4つの宗族に属する。即ち、田姓と李姓はそれぞれ1つの宗族である。また、2、3、8組の張姓(以下、張姓aと記す)が1つの宗族で、6組の張姓(以下、張姓bと記す)とは系譜関係は全くない。人口割合を見ると、李姓は最大で全体の約46%、次は張

姓 a で全体の約28%、3番目の田姓は全体の約16%、張姓 b は最小で全体の約8%を占めている。また、鮑姓や銭姓など数戸の雑姓もあり、約2%を占めている。この割合は解放後殆ど変わっていない。

この地域の集落は通常宗族ごとに形成されているが、この6つの集落の中で一番大きな集落である。李家湾には李姓と張姓 b が居住している。1998年4月に128世帯、468人のうち、李姓は約8割を占めており、残りは主に張姓 b である。歴史的には、周辺の宗族と同様に明朝初期に張姓 b が江西省からここに移住し、張関と呼ばれる張姓 b だけの集落を形成したが、後に1人の李姓の若者が婿養子としてやってきたことによって、李姓もこの集落に住み着くことになり、現在では李姓が優位となって、李家湾と呼ばれるようになった。集落は以前は1つの土壁に囲まれていたため、周囲に対しては1つにまとまっているように見える。しかし内部から見ると、李姓と張姓 b は居住地及び墓地などが明確に区分されている。張姓 b の居住する一角は依然として張関と呼ばれ、1つのまとまりとして両姓から認識されている。

調査期間中、筆者は李家湾の一農家に滞在し、主に李姓と張姓bを中心に してこの行政村の宗族と権力の変化を調べてみた。

三、解放前の「保甲制度」と宗族関係

国民党政府の「保甲制度」は風水県で1934年5月から実施され、全県が行政的に7つの区、90の聯保、943の保、9622の甲に分けて組織されていた。 普通、1つの甲は10世帯から構成され、1つの保は10個の甲から成る。

当時李家湾、李家咀、張大湾、張中湾、張小湾及び周家湾という近隣の6つの集落は1つの保に区分され、第四保と呼ばれ、第三聯保に所属していた。当時第三聯保は5つの保を管轄し、先進区に所属していた。また、先進区は3つの聯保を管轄していた。当時の区、聯保及び保の範囲は現在の鎮、管理区及び行政村の範囲とほぼ一致している。

各保には保長、副保長及び保丁という3人がいた。また当番制で各世帯主は甲長になった。保長だけは区長から指名され、ほんの僅かな報酬を受けた。 実際には保長だけが実権と責任を持って、徴税や徴兵及び治安に関わる公務を処理していた。保長は普通、村人からの人望が厚く、読み書きができ、組織能力があり、経済的に裕福な世帯の壮年男性のみであった。そのため、族長や房長のような宗族の有力者が保長に任命される場合もあった。

保長らはいずれも専門的な役職者ではなく、他の村人と同様の生活をしていた。村人の国家に対する義務は、年一度の納税と徴兵だけであったが、実際には全ての村人がそれに関わるとは限らなかった。納税は土地所有者に、徴兵は2人以上の息子がいる家に限られていた。このため、保長の仕事は普通殆どなかった。しかし、日本軍の侵略時期に保長は日本軍、国民党軍、共産党軍及び山賊等互いに敵対する多種類の軍隊いずれにも協力しなければならない立場に追い込まれていたので、その指名をできるだけ避けた。

但し、保長がやはり自分の権限を利用して汚職したり、自分と近い関係者に便宜を計ったりすることがあった。例えば、1つの保から200元を徴税するようにという区長の指示を受けた時に、実際には300元を徴収し、100元を着服したことがある。また、徴兵の時、殆どの若者は軍隊に入隊したがらなかったので、保長は自分の家族と親族の若者をなるべく保護して、自分と社会関係の遠い家の若者を指名し、軍隊に入隊させた。即ち、保長は国家行政にも宗族組織にも縛られず、自分の利益を最優先にして行動していた。

全体として保長が国家の代理人として村人の生産活動と日常生活に関与することは殆どなかった。社会秩序は主に伝統的な宗族制度によって維持されていた。次はその制度がいかに機能し、有力な個人はその制度の中でどのように行動していたのかを見てみよう。

外から見ると、各宗族はそれぞれの祠堂や族田及び族譜などを持っていた。 例えば、張姓bは住宅地の後ろに祠堂をもち、清明節に墓参りの後、全員そこで盛大な宴会を開き一緒に飲食した。この儀礼活動は「吃大会」と呼ばれ た。その費用は会田と呼ばれる4.4畝の族田から得た収入であった。また、 2冊の族譜には世代関係を表す輩行が「必以其道、西東和楽、高華栄顕、立 功俊傑」という漢詩に定められ、命名規則として機能していた。例えば、族 長の張東信の場合、東が輩行である。同じ世代に属する者は必ず共通の1文 字を用いて命名されていた。

輩行は宗族内の系譜関係だけではなく、宗族間の関係も区別している。張姓 a は張小湾の南側に彼らの祠堂を建て、独自の族譜を持っているが、彼らの輩行は「孝友詩書継、蘭桂生斉香、国恩家慶美、子朴孫賢良、祖徳宗功永、曉天瞬日長、為人崇聖道、正直百年昌」という漢詩なので、張姓りの輩行とは明らかに異なり、同じ宗族ではないことが分かる。実際、両者は共に同じ明朝初期に江西省からこの地域に移住してきたとはいえ、系譜上の関係はない。

解放前張姓 b は 5 世帯、22人だけだったので、内部の分化が殆ど見られなかった。一方、李姓は大規模な宗族なので内部に様々なレベルの分化が見られた。実際、李家湾と李家咀の李姓は北西に約10キロ離れている母村李関の分派の1つに過ぎない。李関には李姓全体の大祠堂と族譜があった。大祠堂は明朝 2 年(1370)に江西省から移住してきた李姓始祖・敬明を祭祀するために 3 人の息子・長男文魁、次男文貴及び三男文清によって建てられたものである。文魁、文貴及び文清はそれぞれ大房、二房、三房と呼ばれ、各々の子孫は東湾、西湾、三節湾という集落を形成した。大祠堂は東湾にあり、族譜もそこに置かれた。大祠堂には付随した約100畝の会田もあり、宗族内外の小作人に貸し出され、その収入は祠堂の管理や祖先祭祀儀礼などの費用に充てられていた。

その後、大房、二房、三房の社会的、経済的、政治的な力関係は非対称的になった。大房はかつて最も繁栄していたが、後に述べる「36家事件」で分裂し、力が弱まった。1909年、人口的、経済的に一番繁栄していた二房は、大祠堂と別に文貴を始祖とする独自の支祠堂を建て、支譜を編集した。

李家湾の分節間関係も非対称的であった。 李家湾の始祖・李新星は三房 文清の3番目の孫の次男である。李新星の大房・北啓と二房・北如は各々5 人の息子と4人の息子をもうけた。後に北啓の長男は家族を連れて約3キロ 離れた東部に位置する小李家湾に移住し、次男は現在の李家咀に移住した。 そして、他の3人の息子と北如の4人の息子は李家湾に留まり、それぞれの 子孫達は現在「自己屋的」と呼ばれる7つの分節に発展した。その中で、大 房北啓の三男を中心とする3番目の「自己屋的」が社会的、経済的に最も繁 栄してきた。

また、これらの7つの「自己屋的」の下にそれぞれ再分節があり、それは 兄弟達や従兄弟達からなる拡大家族的な分節集団である。この分節集団が 「弟兄夥的」と呼ばれる。「弟兄夥的」は日常生活の中で家族の次に重要な機 能集団である。

「弟兄夥的」の中で、やはり3番目の「自己屋的」の内の「弟兄夥的」は 人口的、経済的に最も繁栄してきた。今世紀初頭に彼らは近くの市場町に1 つの旅館を買って、共同経営をした。

但し、このような分類は相対的なもので、世代または人によって異なる。 ある人にとっての「弟兄夥的」が彼の子孫にとっては「弟兄夥的」ではなく、 血縁関係が薄くなるので「自己屋的」として認識され、子孫の間にまた新た な「弟兄夥的」が形成される。即ち、宗族内の分節集団の範囲分類は、常に 誰から見るかによって、変わっていく。

このように、各世代の息子達の分家に伴い、李姓全体は始祖より下位の始祖を中心にした分節集団へ次々と分化し、人口的、経済的には分節間或いは個人間に多寡や貧富の差が見られるようになった。その差異は祭祀活動にも表れた。例えば、清明節に大祠堂内で行われる「吃大会」の儀礼には李姓の成員は全て参加すべきだが、実際には各房、或は更に下の各分節の中でもそれぞれの始祖を祭祀する「吃小会」が同時に行なわれた。そのため、全ての李姓成員がその「吃大会」に参加したというわけではない。例えば、二房の

代表だけはその「吃大会」に参加したが、他の成員は分祠堂で二房始租を中心とする「吃小会」を開いた。李家湾と李家咀の李姓も数人の代表を「吃大会」へ派遣したが、自分達の分祠堂などがないので、始祖李新星を祭祀する集団全体の儀礼はなく、その下位分節、即ち「自己屋的」或いは「弟兄夥的」のレベルでそれぞれ別々に「吃小会」を行なっていた。その中では特に旅館を経営する「弟兄夥的」の「吃小会」が一番盛大であった。

このように李家湾と李家咀の李姓は全体的なまとまりがない上、儀札に関して母村李関へ行くには時間と手数がかかり大変不便であるため、1937年に李家湾で最も繁栄した「弟兄夥的」の中の経済的・政治的な実力者が分祠堂をもつ必要性を人々に強く訴え、母村の支持も得て、各世帯から資金を集め、母村との中間点に位置する先進街の市場に自分達の分祠堂を建てようとした。しかし、その分祠堂が完成した頃、日本軍がこの地域にも侵略して来てその分祠堂を兵舎として占領した。日本軍の降伏後、国民党軍も共産党軍もそれを兵舎にした。もし戦乱がなければ、李家湾と李家咀の李姓はその分祠堂で始祖李新星を中心とした共同の祭祀儀礼を実現できたはずである。

また、宗族の統合と連帯意識には、祠堂と族田及び祭祀儀礼以外に、族譜に明記された族規と輩行制度も極めて重要である。李姓の族規は不孝や倫理道徳の違背及び政府への食糧納入の拒否などを禁ずるような16条に定められていた。族規は族内の日常生活の殆どあらゆる側面に関連しており、実際にも法的な効力をもち、族内成員の行為規範を厳しく規定し、社会秩序を維持していた。例えば、1930年代頃に李家湾のある嫁が姑と喧嘩し悪評をかったので、族規に従い、李関の大祠堂まで連れて行かれ、祖先位牌の前で体罰を受けたという事件は現在でもよく語られている。

また、輩行は「日有典常、保守克光、兆啓進習、奉以為章」という漢詩で規定されていた。それに従って、自分より上の輩行に属する人に対しては年令と関係なく敬称で呼ばなければならない。しかし、各世帯の経済的差や世帯主の出生順などの要因で、各世帯における世代と年令は必ずしも相互対応

しない現象が出てくる。普通、裕福な家ほど栄養や衛生面での死亡率が低く、 息子達を早く結婚させ、その上妾もより簡単に迎えられるため、貧しい家よ り短いサイクルで子孫を多くもうける傾向が見られた。結果として、宗族の 中で年令がほぼ同じである人々が異なる輩行・世代に属し、かえって年令が かなり離れる人々が同じ輩行・世代に属するという現象がよく見られた。し かし、輩行のランクが低い人はいくら年を取っても輩行の高いランクに属し ている若い人に敬意を払い、敬称で呼ばなければならないので、しばしば不 満が出てくる。それが顕著に現れたのが次のような「36家事件」である。

長房の子孫達は二房、三房の子孫達より先に生れたので1世代から次の世代へ早く繁栄し、今世紀初めに36世帯という分節が出来、各世代の人々の輩行のランクは、年齢がほぼ同じである他の分派、特に二房と三房のそれより随分低くなった。やがて、その内の1人の秀才はその不満を代弁し、1904年李姓共通の輩行と異なる「玉振宗正、学志大成、迎吉百世、普思万年」という新しい輩行詩を独自に作り、本来属すべき克という輩行ではなく、新しい輩行の玉に属し、しかもこの玉が李姓全体の保に相当する輩行だと主張した。これで、彼らは自分達の低い輩行のランクを二世代前に移動し、その地位を高めようとした。本来、輩行・克に属する彼らは輩行・保に属する人々をお祖父さんと呼ぶべきであったが、新しい輩行・玉に変えたことによって、兄弟と呼ぶことになった。この36世帯の行為に対して他の房はもちろん同じ房内の分派も反発した。そこで彼らを族規に違反した罪で県裁判所に告発し、李姓から除名した。結果として、大房は分裂し、二房より弱くなったというわけである。

以上のように、大規模な李姓は非対称的な分節構造をもっていた。村人は 普通自分を中心にして各レベルの分節集団との血縁関係を計り、房から「自 己屋的」、そして「弟兄夥的」へと血縁関係が近くなれば近くなるほど、連 帯意識と団結力が強く、社会、経済及び政治的な関係が堅く結ばれた。しか し同時に、近い関係だからこそ個人や家族間の利害関係のトラブルや矛盾が 生じやすい面もある。従って、宗族内における分化と統合のメカニズムが常に存在し、その相互作用の過程では有力な個人の働きが重要である。李家湾の経済的・政治的な実力を持つ者の発想と組織力がなければ、李家湾と李家 咀の李姓は分祠堂を建てるまでに統合できなかったし、また、あの秀才の反抗心と指導力がなければ、大房は分裂しなかっただろう。

実際、このような有力者や秀才は、宗族の統合と分裂に重要な役割を果たし、族長や房長と共に、宗族や房などの分節を実際に運営し、その内部問題を処理していた。また同時に地域の郷紳として宗族や集落間の問題解決に力を発揮していた。例えば、李家湾と隣の鄧家湾の間の小山の所有権を巡って両集落はしばしば争い、今世紀初め頃に大きな械闘までに発展した。当時、李家湾の李姓と張姓は完全に勝ち、鄧家湾の8人を死亡させ、10数人を負傷させた。鄧姓の郷紳は県裁判所に李姓と張姓の殺人犯罪行為を訴訟したが、李関の8人の有力な郷紳達が調停に乗り出したので、李家湾の李姓と張姓に有利な判決が下された。しかし、このような宗族内の有力者の影響力は解放後土地改革などで次第に薄れていった。

四、土地改革時期の貧農協会と宗族

調査地の土地改革は1951年春から先進区人民政府から派遣されてきた2人の工作組の指導によって行われていた。彼らはまず「保甲制度」を廃止し、第四保を周李組に改名した。また、各集落から比較的貧しい世帯を動員して、その中から10人の中年者を貧農協会に、12人の若者を民兵に組織した。貧農協会の構成員は李姓6人、張姓a2人、周姓1人及び田姓1人であった。彼らは工作組と協力して、主に貧富の差でそれぞれの世帯を雇農、貧農、下中農、中農、上中農、富農及び地主という階級に区分した。例えば、李家湾の55世帯の内、49世帯の李姓は地主4戸、富農1戸、上中農9戸、中農8戸、下中農11戸、貧農9戸、雇農7戸に、また、5世帯の張姓は下中農2戸、貧

農3戸に、1世帯の鮑姓は貧農に区分された。しかし、他の6集落には地主と富農に区分された世帯はなかった。例えば、張大湾の17世帯は上中農4戸、中農6戸、下中農3戸、貧農4戸に、李家咀の14世帯は上中農2戸、中農2戸、下中農3戸、貧農7戸に区分された。

土地改革政策に従えば、本来、李家湾では、地主に区分されるべき世帯は 1 戸だけであった。その世帯主は妻と二人で80畝の水田と32畝の畑、合計112 畝の土地を持つ最大の土地所有者で、最も裕福な生活をしていた。他の2世 帯は、それぞれ52.4畝と54.6畝の土地を持ち、土地を貸したり、労働者を雇っ たりして、比較的裕福な生活をしていた。また、もう1つの世帯は13畝の土 地しか持っていなかったが、妻以外に1人の妾がいた。当時集落全体の耕地 が710.8畝で、55世帯と217人がいたので、1世帯と1人当たりの土地数はそ れぞれ約12.9畝と3.3畝になり、階級区分の基準からしても、この3世帯は 全て地主として区分することはできない。その原因は当時貧農協会の中の張 姓a2人が李家湾の李姓に妬みを持ったので、土地改革を利用してできるだ け多くの李家湾の世帯を地主階級に区分し、後に彼らの土地を自分の関係者 に分配しようとしたからだと言われている。即ち最初の2世帯はもちろん、 残りの1世帯も、妾を持つというような地主階級に分類されるべき生活をし ていた。しかし、実際は貧農協会の6人の李姓はその意見に反対しなかった。 力関係からすれば、6人の李姓は2人の張姓に反対できるはずなのに、なぜ、 同じ李姓の利益を守ろうとしなかったのか。

その6人の李姓のうち2人は李家咀、4人は李家湾の出身である。但し、その4人のうちの1人、李克文は元々張大湾出身で、子供の時に李家湾の舅父(母の兄弟)の養子になり、張姓から李姓に変えていた。貧しい舅父は共産党軍の兵士として戦死したので、彼は革命の後継者として工作組に信頼され、貧農に区分され、しかも貧農協会の会長に指名されたのである。これら6人は全て、地主として区分された3世帯とは外から見れば同じ李姓に属しているが、内から見れば異なる「弟兄夥的」の世帯主で、互いに血縁関係が

比較的遠く、他人同士とさほど変わりなく、日常生活の中ではトラブルがよくあった。例えば、金の貸し借りの場合、貧者は富者に拒まれることもあったので富者に対して恨みまで持つようなこともあった。貧農協会と民兵組織の中には病気や経営失敗などではなく、殆ど賭博や女遊びなどで貧しくなり、中には裕福になった兄弟や従兄弟達に妬みや恨みをもつ者もいた。従って、貧者と富者はそれぞれ異なる階級に属し、同じ宗族に属する者ではないという工作組の宣伝は、彼らにとって比較的分かりやすい説明であった。従って、彼らは土地改革に賛意を示し、李姓の3世帯の地主区分に対して同じ李姓の貧農協会の成員も特に反対しなかった。実際、その張姓aの2人が没収した李姓の土地の中で、自分達の集落に近い20畝を張姓aの貧農と雇農に分配しようと提案しても、その6人の李姓は殆ど反対しなかった。この場合、彼らは宗族全体の利益よりも個人の立場と利益を重視していたと言えよう。

貧農協会と民兵組織は工作組の指導下で地主の土地や家屋などの財産を強制的に没収し、雇農と貧農に分配した。しかも、それを正当化するために、彼らは頻繁に大衆集会を開き、地主がそれまでどのように彼らを搾取したかを公に批判させ、地主の世帯主に、財産をどこに隠しているのかを皆の前で告白させるよう、暴力を伴う残酷な拷問を繰り返した。その結果、地主李光恩が拷問に耐えきれずに池に飛び込み自殺した。その息子は自分も拷問にかけられるという話を聞いて、怖くなり首吊り自殺をした。

このように、地主を打倒しその財産を没収する過程は凄まじいものであった。しかし、注目すべきはそのような扱いを受けた地主に対する周りの人々の反応と関わりである。地主の拷問に対して同情を示し、助けたかった人もいた。例えば、李光恩の息子に情報を流したのは李光恩と同じ「自己屋的」に属し、下中農に区分された一人の若い民兵で、彼は李光恩の息子と幼ななじみで、助けたかったからである。但しその事実が明らかにされた時、若い民兵は宗族意識をもって地主階級に同情を示したため、自分の所属する階級の立場を守っていないと強く批判され、民兵組織から追放されてしまった。

工作組は村人に伝統的な宗族意識を捨て、新しい階級意識を身につけるように強く呼びかけた時、貧農協会と民兵組織の成員達もそれに応じるような姿勢を示した。このような政治的な圧力もあって、李光恩に同情を示し、助けようとする同じ宗族や分派の人々は実際にも少なかった。

地主を直接批判、攻撃する人々の多くが異なる宗族の貧しい人々であったが、中には同じ宗族、しかも兄弟関係をもつ貧しい人もいた。例えば、ある4人兄弟はそれぞれ上中農、中農、下中農、貧農に区分された。上中農に区分された長男はかつて保長を務めたことで地主と同様に大衆大会で攻撃されたが、貧農に区分され、民兵組織の役員に任命された四男も兄を公に非難するほど積極的に参加した。彼は新しい階級の概念に同意を示した。というのも、兄弟にもかかわらず、兄は裕福な生活をし、自分は貧しい生活をしていたからであった。兄は食糧と金を持っているのに、それを彼に貸さずに、高利で他人に貸して利益を得ていた。このような兄弟の違いはまさに異なる階級の違いに相当し、自分は兄を非難するべきだと考えていた。但し、多くの村人はこの四男が単に土地改革を利用して、以前裕福だった兄に対する個人の妬みと恨みを晴らしたに過ぎないと理解している。

政府は、新しい「階級」の概念をもって伝統的な宗族観念を強く批判すると同時に、宗族の共有財産も没収した。例えば、李家湾と李家咀の李姓の未使用の分祠堂は没収され、国営綿花購入所に改築されたし、張姓aの祠堂は中学校に改築された。また、祖先祭祀も封建的な活動だと批判され、禁止されたので、清明節の祭祀活動も次第に停止され、宗族内の各分節間の結び付きも次第に薄くなってきた。例えば、李家湾の李姓が結婚式や葬式を挙げても李関の李姓には知らせなくなった。

52年の土地改革終了後、4人の貧農協会の役員達は工作組の推薦で53年共産党に入党し、周李組の党小組となった。李克文はその内の一人で、書記に任命され、貧農協会会長をそのまま兼任した。党小組と貧農協会の成員達は村幹部と呼ばれ、中央から村落に張り巡らされた党と政府の末端組織はこの

ように作られた。

このような土地改革の結果、郷紳や族長及び房長などの権威が徐々に低下する一方、村幹部の権威は次第に高まっていった。

五、人民公社時期の村幹部と宗族

土地改革後、全ての世帯が土地を所有し、生産と消費生活に自主権を持っていた。また、55年には農業生産合作社運動が推進されたが、周李組は団結社に改名されただけで、村幹部の構成員数は全く増えず、村人の日常生活には殆ど影響を与えなかった。

しかし、57年から急速な人民公社化により、土地公有化、農業集団化、政治日常化の強制推進に伴って、村幹部の構成員数も急速に増え、権限も強化されるようになった。団結社は団結大隊に、党小組が党支部に改名された。また、61年、周家湾は田家湾と入れ替わり、現在のような6つの集落は8つの小隊に区分にされた。

大隊は小隊を管理する集落レベルの行政組織で、大隊長、政法主任、民兵連長、婦連主任、会計、出納係という6人からなる委員会であった。党支部は書記、副書記、組織委員、生活委員及び共産主義青年団支部の書記などの5人から構成されていた。党支部は大隊委員会を指導するが、両組織は必ずしも明確に区別されていない。例えば、党支部の副書記は大隊長を兼任し、組織委員は政法主任を兼任していた。従って、大隊の幹部数は11人ではなく、実際は9人であった。

一方、各小隊にはそれぞれ小隊委員会があり、小隊長、副小隊長、会計、 出納員、婦連主任、倉庫管理員、民兵排長などの7人から構成されていた。 7つの小隊には49名の幹部がいた。このように、大隊と小隊の幹部数は合計 60人となり、極めて大規模であった。

村幹部達はそれぞれの上司に任命されていた。各小隊の幹部は大隊委員会

と党支部に任命され、大隊の幹部は党支部に任命され、党支部書記は公社党委員会に任命されていた。大隊の最高実力者は大隊長ではなく、書記である。初代書記は張大湾出身の退役軍人張広明であり、大隊長は上述の李克文であった。2人の間には宗族や集落の利益を巡る争いや権力闘争は見られなかった。

大隊と小隊の幹部はいずれも一年中各小隊に駐在する工作組の指導を受けなければならなかった。その指導とは、村幹部は自分の家族や宗族意識を完全に捨て、自分の利益を犠牲にしたとしても、村人のみならず共産党政府の利益をも守らなければならないという原則と信念を持って諸問題を処理すべきである、ということであった。しかし、党の政策と利益は必ずしも村人の望みや村全体の利益などとは一致せず、矛盾する場合が多いので、村幹部達は国家と村人の間に挟まれ、しばしば苦しい立場に置かれていた。例えば、李家湾では、1958年10月頃人民公社初期に「李家湾反革命集団」と呼ばれる事件が起きた。3人の李姓の村幹部は、工作組が李家湾の食糧をより多く買い上げ、本来農産物の収穫に使うべき労働力を遠くの山での土法錬鉄のために頻繁に調達したという指導に異議を唱えていた。その会話を聞いた張姓りの小隊会計が工作組長に密告したので、3人の大隊幹部は工作組に「反革命的な集団行為」として見なされ、全て解任された。

実際には、小隊会計の密告の原因は、その3人の李姓幹部全員ではなくその内の1人に恨みをもっていたからであった。ところが、工作組長は村幹部の異議を過大解釈し、他の2人も巻き込むほど厳重に処理した。しかし、村幹部達が危惧したように、翌年に李家湾で大飢饉が起き、15人の餓死者が出た。後に、その3人の無実が証明され、復権した。内の1人の息子が後に書記になると、あの張姓bの会計上の問題を見つけ出し、彼を解任した。それは、彼が張姓だからではなく、自分の父を裏切った人だからであった。即ち、この村幹部達の争いは単に個人間の問題に過ぎなかったということである。

また、この事件から分かるように、村幹部は工作組の制限を受けていたので、必ずしも宗族や村全体の利益を守れるとは限らなかった。しかし、それ

でも村人から見れば、村幹部達はやはり多くの権力と権威を持っていた。村幹部は村全体の農業生産と消費活動を厳しく管理し、運営していたので、複雑な農作業の仕訳や労働点数の査定、休憩と欠勤の許可、外出に必要とされる紹介状の発行、治安維持や喧嘩及び犯罪事件の処理などに関する裁定権限を握り、村人の日常生活及び家庭的な諸問題にまで強制力を持つほど深く関与するようになった。また、村幹部は、高額な交際費や医療費などを村人全員に分担させる権限を持っていた。例えば、田家湾のある大隊幹部は71年に1325元の医療費がかかる肺炎の手術を受けたが、125元しか払わなかった。残りの1200元には村人の税金が充てられた。当時、1壮年者の日当は0.5元前後だったので、その金額は膨大な数字であった。村幹部のみがこのような特権を享受できる。

また、村幹部はその権限内で自分の家族を初めとする近い関係者に様々な便宜を計ることも見られた。例えば、1970年冬に団結大隊から一名の若者を人民解放軍に入隊させるという通知が公社から大隊の指導部に届けられた。普通、村人は村を出たがっていたが、そのチャンスは非常に少なく、軍隊の入隊と都市部の工場の工員募集に限られていたので、その知らせを受けた村幹部達は自分の息子の中から8人の若者を推薦した。が、身体検査に合格したのは李家咀の書記李光雲の長男と李家湾の隊長李光秋の長男2人だけだった。同じ宗族に属する李光雲と李光秋は共に自分の長男を解放軍に入隊させようとし、激しい喧嘩をした。結局、書記李光雲が独断で自分の長男を軍隊に入隊させ、隊長李光秋に次の機会を彼の息子に与える約束をして、問題は解決された。翌年、県営化学肥料工場から大隊指導部に労働者を一人募集するという通知が届いた。李書記は約束した通り、李隊長の長男を推薦した。この場合でも村幹部は自分の権限を自分の利益を最優先に活用し、その争いは単に個人間に限り、分節間とは全く無関係であった。

村幹部の権限が増大し、利己的に活用されたので、伝統的な宗族の機能は 国家の圧力を受けるとなおさら弱まっていった。文化大革命の時期には「批 林批孔」(林彪と孔子の批判)のような大衆キャンペーンが頻繁に繰り返され、儒教倫理と宗族意識が強く否定される一方、毛沢東や共産党への忠誠が大いに宣伝され、強制された。例えば、各家の祭壇と祖先位牌が撤去され、代わりに毛沢東の肖像が掛けられるようになったり、族譜や儒教の書物などは没収され、燃やされたりした。その過程では外部の工作組の指導を受けた一部の村幹部と紅衛兵達も積極的に参加し、各家に入り込んで、族譜や位牌を捜し出そうとしたが、逆にそれらを隠そうとする村人もいた。前者は権力の獲得と維持のためには宗族の支持は必要ではなく、むしろ工作組の指示に従った方が有利であった。後者の場合は自分の利益を守るために宗族の保護を必要としたので、それぞれ逆の行動を取ったと言える。

但し、族譜の有無と関係なく、世代間の上下関係を規定した字輩詩は常に皆に暗唱され、それに従って人々は互いに相手を親族名称で呼んでいるので、宗族意識を維持する役割を果たしている。また、祖先祭祀もやはり家族毎に秘かに行われていた。村幹部も殆ど例外ではなかった。この意味で、宗族の機能が弱まったことは確かだが、全て失ったとは言えない。

六、人民公社解体後の村幹部と宗族

人民公社解体後、各家族は土地の使用権を持ち、再び生産単位になったので、田植えをはじめとした農作業の殆どを、手作業に頼っている村人にとっては家族間の相互扶助がより重要になった。また、工作組が村から去り、階級区分制度が79年から廃止され、宗族と儒教否定の大衆キャンペーンも停止された。その結果、伝統的な宗族意識が徐々に回復するようになった。例えば、毛沢東の肖像が外され、代わって位牌や祭壇を再び設置し、祖先祭祀も公に再開するようになった家族が次第に増えてきた。

また、族譜を再編集する動きも見られる。例えば、張姓bの場合、張東信は紛失した族譜を再編しようとしたが息子と孫達の反対でとり止めた。李姓

の場合、88年10月頃山東省のある村落の李姓老人が李関李姓宛に手紙を出して、一緒に新しい族譜を編集しないかと誘ったことがある。しかし、その手紙を受け取った書記は驚いたが、返事は出さなかった。このことを知った多くの李姓は、書記がきっと族譜の編集に参加した場合の上級政府による責任追及を恐れているからだと理解していた。書記もそれを否定はしなかったが、実際資金集めや編集などが大変で、輩行詩の中の7文字が未だ使われていないので、今すぐ族譜を再編集する必要が特にないと説明し、積極的な姿勢ではなかった。

但し、この地域の多くの村人は自分の利益を守り、家族・宗族内部の諸問題を解決するために宗族機能が回復する必要性があると考えている。従って、もし、そのような組織者が出てきたら、他の地域と同様な宗族復興の動きも見られる。この意味で、宗族復興に関しても有力な組織者がいるかどうかは重要である。

それでは、村幹部は宗族内の有力者であるにも関わらず、一体なぜ宗族復興に消極的な姿勢を示すのか。次はその要因を村幹部の権力と宗族全体との相互的な利害関係からさらに分析してみよう。

人民公社解体後、村幹部の成員数と仕事量が大幅に縮小した。84年に大隊と小隊がそれぞれ現在のような村と組に改名されたので、村幹部は書記、副書記、村長、政法主任、会計、婦連主任の6人と組長8人、合計14人にまで減少した。また仕事は主に政府価格での食糧販売促進、税金徴収、治安連絡になり、後に計画出産と火葬政策の推進が加わった。また85年に身分制が発行されたので、紹介状の必要がなくなり村人の移住や出稼ぎなども比較的自由になった。

しかし、工作組が村を去り、それまでの村幹部に対する規制力が弱まった ので、彼らは徐々に腐敗し始めた。人民公社を解体する時に、大隊と小隊の 共有財産は党支部の許可を得て、それぞれ大隊と小隊の幹部の権限で処分さ れた。土地と耕作牛及び農地はくじ引きのような方法でほぼ公平に分配され たが、倉庫や工場及びトラックなどのような数少ない大型共有財産は殆ど村幹部の意志で、格安で彼らの家族や近親者に売られたかまたは様々な名目で貸し出された。元会計担当によると、その値段は非常に安く、元値の五分の一以下であった。しかも当事者は全て現金ではなく借用証書を書いただけで、93年9月現在少数の幹部は金を払ったが、大部分は金がないとう理由でいまだに支払っていない。

83年元総書記胡耀邦が推進した改革政策により、村幹部の若返りも初めて 実現できた。しかし、新しい幹部達は殆ど土地改革当時の貧農協会の成員或 いは引退した幹部達の子息や親類関係者である。実際、上述の10人の貧農協 会の成員は、しばしば協力し合って彼らの地位を維持し、老幹部として引退 する時には、息子や親類達に村幹部の役職を継がせた。全体として村幹部の 地位は一部の「よい階級」の人々のみに世襲的に独占され、彼らはまるで一 つの特権階級を形成しているように見えた。

但し、このような村幹部の世襲性と独占性の傾向は改革進展で徐々に変化し始めた。87年「中華人民共和国村民委員会組織法」(試案)の採択後、湖北省は90年後半から風水県を含めたいくつかの地域で、初の村民委員会選挙を実験的に行った。団結村では90年12月に鎮からの2人の工作組と党支部が決めた候補者に対する村人の承認投票が行われたが、実際工作組と党支部の意思で当選を無効にしたり、落選を有効にする場合もあった。例えば、会計田銀元は再選されたが、村幹部になれなかった。その原因は彼が会計を担当する期間に鎮の会計呂中華と対立し喧嘩したので、呂中華は自分の権力を利用して選挙結果を無効にしたからである。しかし、71年に800元を横領したため会計を解任されていた李光宇は呂中華によって会計に任命された。李光宇は嘗ての仕事で呂中華と友達関係を結んでおり、時々贈物をしていたからである。

このように、選挙制度を実験し始めたが、まだ十分機能していない。実際、 村幹部になれるかどうか、またその地位を維持できるかどうかは、殆ど郷鎮 幹部とよい関係を保つことができるかどうかに関わっている。このため、村 幹部は宗族や村全体のためによく働くよりもむしろ郷鎮幹部に忠誠を示し、 よいサービスを提供する方が重要である。従って、村幹部は様々な名目で村 の公費を使って彼らの上司を接待したり、贈り物をしたりするようになった。 本来、人民公社解体後、村幹部は村人の税金から十分な報酬を受けている。 例えば、91年書記は960元、副書記は890元、村長は900元、会計も900元、政 法主任は700元、婦連主任は690元、各組長は650元、しかも他にそれぞれ 10%の奨金があると明文化されている。当時、一人当たりの平均年収はおよ そ400元であり、壮年者の純年収は約1200元であるので、その報酬は相当で あるといえよう。

また、村の会計帳簿を見ると、81年以前の人民公社時期には村幹部は飲食費用を殆ど使えなかったが、81年からは膨大な数である。例えば、81年は18 8.08元であったが、88年は11457.98元までほぼ一直線で急増した。但し、89年の天安門事件以後政府が実施した反腐敗キャンペーンにより、その費用は多少減少するようになった。

90年に村幹部達の飲食費用は5374.10元であったが、それは団結村が国家に納入した税金21522.2元の4分の1を上回っている。これを村幹部の年間報酬と関連して考えると、村幹部は殆ど村内の村人から取った税金で暮らしていると思われる。

権力はこのように多くの経済利益をもたらすので、それを巡る争いは当然 激しくなる。例えば、91年8月末から12月まで県政府から派遣された7人の 工作組は、この村の幹部達の腐敗問題をチェックする「社会主義思想教育運 動」を展開した。その結果、元書記李克生と副書記田定安及び村民李兆園な どの協力を得て、書記をはじめとする数人の幹部の汚職問題が明らかになっ た。工作組は90年1月に書記李克発と村長張計書を解任し、協力者としての 元書記李克生と副書記田定安と村民李兆園をそれぞれ書記と村長と政法主任 に任命した。実際、元書記李克生と副書記田定安は、工作組の力を借りて共 通の敵である李克発と張計書の権力を奪おうとし、互いに計算的に協力し合って成功した。また、田定安と李兆園は遠い姻戚関係を持っているので、田定安は書記になると、工作組の推薦も得て李兆園を政法主任に任命した。さらに、田書記は92年1月に命令に従わないという名目で李克生村長を解任し、李兆園を村長に任命した。しかし、翌年に鎮政府が李兆園を入党させようとしたので、田定安は脅威を感じて、その動きをくい止めようとしたが、失敗した上に、李兆園の恨みまで買ってしまった。従って、李兆園は93年7月に入党すると、田書記が政府の計画出産政策に非協力だと鎮政府が批判する機会を利用し、他の村幹部の協力を得て田書記を解任させ、94年1月に書記に就任することに成功した。

但し、李兆園の成功には注目に値する。他の村幹部は全て貧農や雇農という階級に属する人々或はその息子達であるが、李兆園の父親は土地改革時期に中農に区分され、村幹部になった経験が全く無かったし、本人も小隊幹部を担当した経験さえなかった。それにも関わらず、彼が工作組によって急に政法主任に任命された要因は、酒に強く、積極的に工作組と親しく付き合い信頼を得たことと、田定安と遠い姻戚関係を持つこと以外に、その当時大学試験に合格し留学生として海外へ派遣されていた弟が帰省し、工作組を含めた村・鎮・県の幹部達の歓迎をうけたタイミングが大いに関連していると思われる。彼の弟は学者として村の政治構造に積極的に介入しなかったが、将来性を持つ存在として、村の政治変化に決定的な影響を与えたことは明らかである。これは特殊なケースではなく、むしろ伝統的な地方政治の再現であるに過ぎない。解放前と同様、国家試験に合格し、称号を得た学者は現在でも出身地域の政治に影響を与えるわけである。今後もこのような社会関係や個人能力などは権力の獲得と維持に重要な要素になるだろう。

このように、村幹部の権力闘争は主に個人間に限られている。権力の獲得 と維持は宗族全体の支持とは殆ど関係がないので、宗族内の有力者でもある 村幹部は、政府の責任追及の危険を冒すほど宗族復興に積極的に関与しよう とする必要性はないだろう。実際、彼らは宗族だけに止まらず、それを越えた様々な個人的な関係を積極的に結び、活用している。その時、本人の素質や才能、上級政府をも含めた様々な社会関係なども鍵となるのである。

七、結論

以上、主に個人の行為の重要性に着目し、解放前の宗族の統合と分節の実態と、解放後の宗族と政治権力の相互作用の過程を具体的に記述しながら、 分析してきた。

末成が指摘したように、「宗族は外部に対しては始祖を共有する一つの集団であるが、内部において常に一枚板の結合を保っているわけではなく、むしろ発達した宗族であるほど複雑な構成を示すのが普通である」(末成、1985:290)。李姓の場合も始祖より下位の祖先を中心にした分節、即ち房や「自己屋的」及び「弟兄夥的」へ次々と分化し、また経済的にも分節間または家族間に貧富の差が見られる。これは確かにフリードマンが指摘したように、非対称的な分節構造である。しかし、彼のモデルはこのような現象をよく表現しているが、その現象を形成する要因やメカニズムについてはあまり説明していない。

確かに陳が指摘したように、父系的親族原理からすれば、全ての房が分節になる可能性がある。しかし、ある房が分節になっていない要因は、必ずしもフリードマンが挙げた共有財産だけでもなく、また聶の指摘したような共同墓地や「共祖」意識だけでもない。筆者は、宗族内の分化と統合の過程を動態的に見て、機能集団としての分節に形成されるか否かは、むしろ知識才能があり、かつ経済的・政治的な有力者がいるか否かも重要な要因であると考え、その根拠を提出してきた。繰り返しになるが、李家湾と李家咀の李姓の場合、長い間房として統合されていなかったが、あの有力者の働きによって分祠堂を建てるまでに統合されるようになった。それは彼の発想と組織力

なしには実現できなかったはずである。また、「36家事件」の場合も、あの 秀才の野心と指導力がなければ大房は分裂しなかっただろう。即ち、有力な 個人の働きによって、ある房がさらに分節化される場合もあれば、それまで 分節になれなかった房が統合される場合もある。その必要性は常に当事者の 個人利益を最優先にしながら変化可能である。このような個人行動のパター ンという視点は、伝統的な宗族の全体像を把握するだけではなく、解放後の 政治権力と宗族の相互関係を明らかにする場合、重要な視点であると考えら れる。

実際、共産党政府は土地改革などの諸政策により伝統的な宗族を簡単に破 壊し、党中央から村落に張り巡らされる党と政府の末端組織を作り、その代 理者としての村幹部を诵じて国家権力を村落社会に定着させ、強化できたの は、まさに上述のような個人の行動パターンを活かしたからである。解放前 は、宗族や分節内では裕福な人々が権力や権威をもっていたが、貧しい人々 はそれらをもたず従属的な地位にあったので、それぞれにとって宗族の重要 性が異なっていた。従って、共産党政府が後者に権力と権威を与え、前者の 財産や権力及び権威を奪い、宗族組織を破壊するように指示した時、後者は あまり抵抗なく、むしろ積極的に行動してきたわけである。特に、人民公社 時期に村幹部の権力と権威が増大すればするほど、それらを与えてくれる党 や政府及び上司の指示に従って、宗族の機能と意識の破壊に積極的に参加し、 肉親や近い血縁関係者を攻撃する行動さえ取るほど、個人及び家族の利益を 最優先にし、政治権力に対する独占的、世襲的な傾向を強めた。逆に、幹部 以外の村人はそれほど受益者ではないので、族譜を隠すほどに宗族の保護を 必要とした。従って、人民公社解体後、国家の村落に対するコントロールが 弱まると、多くの村人が宗族復興を必要とするのに対して、村幹部は政府の 責任追及、既得権力と利益などの損失を恐れるためそれに積極的に行動しよ うとしない。また、もし選挙制度が機能するようになり、宗族全体の支持と 協力で権力を獲得し、それを維持するようになれば、村幹部も宗族復興の動

きに積極的に関与するようになるだろう。この意味では、解放後宗族破壊の 過程だけではなく宗族復活の過程においても有力な個人の行為が極めて重要 である。但し、当事者にとって宗族が重要な社会的、経済的、政治的な資源 として利用できるかどうかに関わっている。実際、張が指摘したように、沿 海地方では香港や台湾及び海外華僑が対外開放の優遇政策を利用して里帰り の際に、金を出し呼びかけたので祠堂の再建と族譜の再編が出来たわけであ る(張、1988: 147)。また、韓が指摘したように、安徽省の農村では「むし ろ宗族は、農民達にとって安全な生活を保障できる制度の一つであり、経済 発展の装置として利用価値があるゆえに再興されているのである」(韓、 1995:84)。ところがフリードマンのモデルも陳のモデルも、このような文 脈における個人の行動パターンにより行われている宗族及びその分節の弱体 化と再統合の要因及びそれらのメカニズムを十分説明できないと思われる。 実際、漢人社会に関する人類学研究の中では個人の重要性が既に指摘され ている。例えば、費は「差序格局」の理論モデルを提出し、個人の重要性を 指摘している。即ち、中国社会の構造は石を水面に投げ入れた時、次々と周 りに広がっていく波紋の形に似ている。各個人はそれぞれ彼の社会的影響が 外に広がっていく同心円の圏の中心である。圏状の波紋が外へ広がっていく ことで、社会関係が生じる。各人が、ある時ある場で生み出す社会関係の圏 は決して同じものではない。従って、親族関係の単位はあくまで個人なので、 その範囲は時と場所によって伸縮自在なのである。当事者は状況に応じて個 人のために家族を犠牲し、家族のために一族を犠牲にする場合もあれば、自 分の一族や団体という公の為に国家を犠牲にする場合もあるというような行 動原理が一般的に見られる(費、1985 : 21-28)。また、王は中国社会を「関 係があり、組織なし」と称している(王、1987: 37-40。1995: 230)。彼が 指摘したように、「中国社会では父系原理が明確でありながら、しかし全て の人がどこかの宗族に属しているとは必ずしも限らない。宗族は父系の系譜

祭る祖廟を有している場合に、それらを中心として結合した集団である。しかし、多くの庶民は共有財産や祖廟を持たないので、宗族組織を形成することはない。だが、宗族組織を持たない人々も父系血縁の「つながり」を全く欠いているわけではない。むしろ父系上の観念のなかでの家族は持っているが、現実の目にみえる集団として組織されていないだけなのである。だから、これらの系譜上でつながっている人々が何らかのきっかけで実際の集団を組織することはよく見られる」(王、1987:37)。即ち、個人が中心となり、時と状況及び必要性に応じて、宗族の父系血縁関係を活用する。従って、そのような個々人が何らかのきっかけで宗族として組織される場合もあれば、その組織を破壊したり再構築したりする場合もある。そのきっかけは様々であるが、有力者達の働きは非常に重要であろう。

しかし、従来の宗族研究ではこのような個人の視点があまり重要視されていないようである。本論はこのような個人の行動原理から、調査地域における伝統的な宗族の統合と分化のプロセスだけではなく、解放後の変化過程における政治権力と宗族の相互関係を明らかにし、個人の行動原理の重要性及びそのメカニズムを解明してきた。

注

- ●:フィールド調査は89年2月から12月まで、91年7月から10月まで、93年6月から9月まで、9 8年4月に行なわれた。一回目は(財)トヨタ財団1988年度研究助成金を受けた。紙上を借りて感謝の意を表わしたい。
- ②:調査地域の県及び県内の地名と人名は全て仮名である。

参考文献

Baker, H. D. R. 1979 Chinese Family and Kinship. Columbia University Press.

Freedman, M. 1958 Lineage Organazation in Southeastern China, London: Athlone Press.

(宋成道男·西沢治彦・小熊誠訳、1991、『東南中国の宗族組織』、弘文堂)。

1964 "The Family under Chinese Communism". The Political Quarterly Vol. 35: 342-350.

1966 Chinese Lineage and Society: Fukien and Kwangtung, The Athlone Press,

- University of London. (田村克己・瀬川昌久訳、1987、『中国の宗族と会』、弘文堂。) Parish, W. L. & Whyte, M. K.
- 1978 Village and Family in Contemporary China, The Univ. of Chicago Press.
- Potter, S. H. & Potter, J. M., 1990 China's Peasants: The Anthropology of Revolution, University of Cambridge Press.
- Siu, H. 1989 Agents and Victims in South China, Yale University Press.
- Yang, C.K. 1959 A Chinese Village in Early Communist Transition, The Technology Press. チャン等 (小林弘二監訳) 1989 『チェン村』、筑摩書房。(Anita Chan, Richard Madsen and Jonathan Unger, 1984, Chen Village: The Recent History of a Peasant Community in Mao's China, University of California Press.)
- 石田浩・中田睦子、1989、「中国における同族組織の展開とその実態」、『アジア経済』第30巻第 4 号、アジア経済研究所。
- 王松興、1987、「漢人の家族と社会」、伊藤亜人ほか編『現代の社会人類学』 1 巻、東京大学出版会。
 - 1995、「関係、人情、面子--中国社会における人間関係の構築」、清水昭俊編 『洗練と粗野』、東京大学出版会。
- 韓敏、1995、「宗族の再興」、曽士才・西沢治彦・瀬川昌久編、『アジア読本・中国』、河出書房新 社。
- 佐々木衛、1991、「近代華北の親族集団にみられる分化と統合」、路遙・佐々木衛編 『中国の家・村・神々』、東方書店。
- 末成道男 1985、「社会結合の特質」、橋本萬太郎編『漢民族と中国社会』、山川出版会。
- 瀬川昌久、1988、「宗族研究と香港新界―中小宗族からの展望」、『文化人類学』 5 号、アカデミア 出版会。
- 銭杭・謝維揚、1995、『伝統与転型:江西泰和農村宗族形態』、上海社会科学院出版社
- 孫文、1986、「三民主義」、『孫中山全集』第九巻、中華書局。
- 張琢 (園田茂人訳)、「中国の家族と宗族に関する諸問題」、『思想』1988年第9号。
- 陳永平·李委莎、1991、「宗族勢力:当前農村社区生活中一股潜在的破壞力量」、『社会学研究』 1991年5期、社会学研究雑誌社。
- 陳其南 1985、「房与伝統中国家族制度——兼論西方人類学的中国家族研究」、『漢学研究』 第3巻 第1期。(小熊誠訳、1990、「房と伝統的中国家族制度——西洋人類学における中国家族 研究の再検討」、橋本満・深尾葉子縄、『現代中国の底流』、行路社。)
- 中生勝美 1990、『中国村落の権力構造と社会変化』、アジア政経学会。
- 聶莉莉、1990、「親族研究の再検討―現地調査から」、『文化人類学』 8 号、アカデミア出版会。 1992、『劉堡』、東京大学出版会。
- 潘宏立、1999、「宗族再興の象徴的儀礼―現在の闽南農村社会における「晋主」儀礼を中心にして」、 「中国21』 6号、愛知大学現代中国学会。
- 費孝通、1985、『郷土中国』、生活・読書・新知 三聯出版社。
- 福田アジオ、1995、「家族・親族の現代」、福田アジオ(編)、『中国浙江の民俗文化―環東シナ海 (東海)農耕文化の民俗学的研究』、文部省科学研究費補助金研究成果報告書、国立歴史 民俗博物館。